

\* \* \* \* \*

## 一般社団法人液体バイオマス協会

### 定 款

\* \* \* \* \*

令和 2 年 8 月 3 日 法人設立

令和 6 年 4 月 1 日 最終改定



# 一般社団法人液体バイオマス協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人液体バイオマス協会と称する。

### (目的)

第2条 当法人は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 液体バイオマス発電に関する標準化及び規格化
2. 液体バイオマス発電に関する生産、流通及び貿易の促進
3. 液体バイオマス発電に関する市場動向の調査
4. 液体バイオマス発電普及への広報活動
5. 液体バイオマス発電に関するコンサルティング
6. 液体バイオマス発電に関する政策提言
7. 液体バイオマス発電に関する人材育成
8. 液体バイオマス発電に関する第三者認証機関への提言
9. 前各号に附帯する一切の事業

### (主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

### (公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

### (入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 法人設立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

### (社員の資格の喪失)

第6条 社員は、次に掲げる事由によりその資格を喪失する。

- ① 退社したとき。

- ② 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③ 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- ④ 社員である団体が解散したとき。
- ⑤ 2年以上会費を滞納したとき。
- ⑥ 除名されたとき。
- ⑦ 総社員の同意があったとき。

2 社員は、前項の資格を喪失したときは退社するものとする。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申出は、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

2 社員の除名については、当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をするなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、原則として、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第9条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第10条 当法人の社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、その必要がある場合に招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定により代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事の過半数をもって定めた順序により、他の理事が招集する。

- 3　社員総会を招集するには、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会の日の3日前までに、議決権を行使することができる社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4　前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第11条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第12条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2　各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第13条　社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、当該提案に社員の全員が、書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第14条　社員が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当法人の社員1名であることを要する。ただし、法定代理人の場合は、この限りでない。

- 2　前項の場合には、社員又は代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条　社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印又は署名(電子署名を含む。)して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2　第13条の場合も、前項の議事録を作成する。

## 第4章 役 員

### (員数)

第16条 当法人には、理事を1名以上置く。

### (資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することができる。

### (選任及び解任の方法)

第18条 当法人の理事の選任及び解任は、社員総会において議決権を行使することができる社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了すべき時までとする。

### (代表理事)

第20条 当法人の理事が1名の場合は、当該理事を代表理事とする。

2 当法人の理事が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

3 代表理事を理事長と称する。

4 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

### (報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

### (事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

## 第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第23条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。